

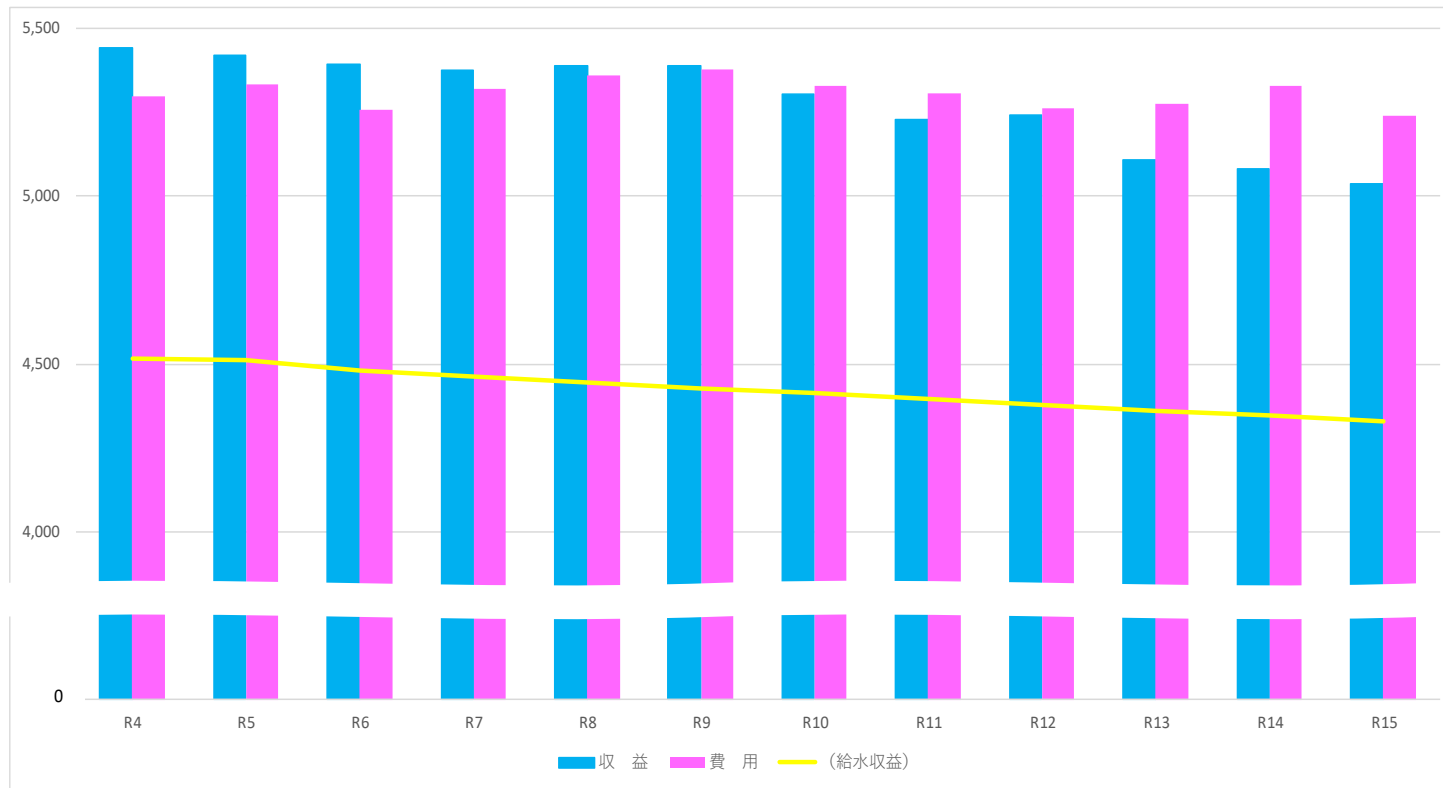


松本市水道事業の経営状況について





水道事業会計(収益的収支)の見込み



給水収益
10年間で
1億4,900万円
減少

R6
44億
7,900万円



R15
43億
3,000万円

(単位:百万円)

	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15
収益	5,442	5,422	5,393	5,378	5,390	5,390	5,303	5,228	5,243	5,109	5,081	5,039
(給水収益)	(4,514)	(4,513)	(4,479)	(4,462)	(4,446)	(4,429)	(4,412)	(4,395)	(4,379)	(4,362)	(4,346)	(4,330)
費用	5,300	5,335	5,258	5,321	5,361	5,378	5,331	5,308	5,264	5,275	5,330	5,239
差額	142	87	135	57	29	12	△ 28	△ 80	△ 21	△ 166	△ 249	△ 200
その他	△ 127	△ 138	△ 125	△ 174	△ 228	△ 221	△ 226	△ 203	△ 223	△ 146	△ 162	△ 125
純損益	15	△ 51	10	△ 117	△ 199	△ 209	△ 254	△ 283	△ 244	△ 312	△ 411	△ 325

※ R4は決算額、R5は決算見込額、R6は予算額、R7～R15はR4中期財政計画見込額

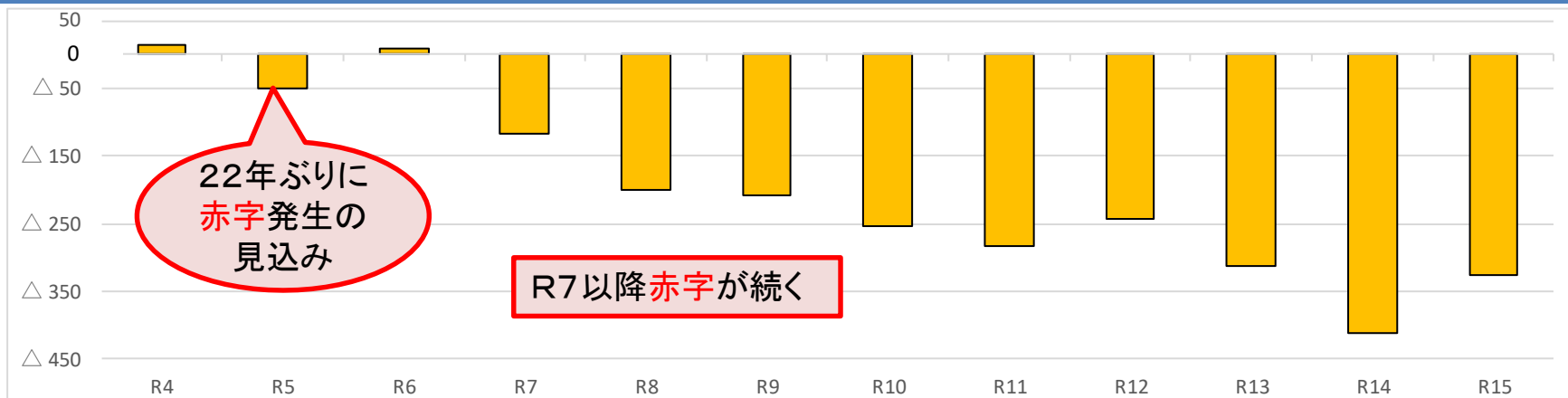
※ 給水収益とは、水道料金として収入となる収益

※ R4とR5の給水収益は、軽減事業による負担金分を含む。(含めない場合 R4 4,119、R5 3,907)



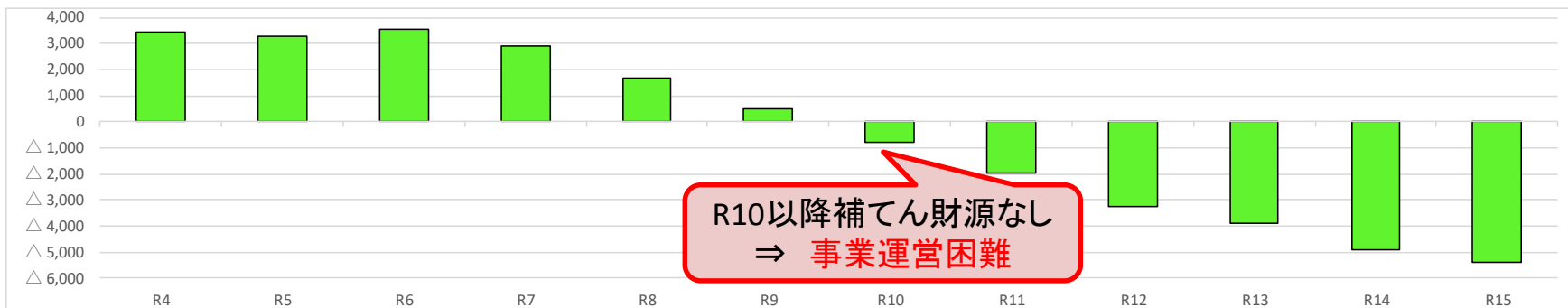


純損益と補てん財源の推移



(単位:百万円)

	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15
純損益	15	△ 51	10	△ 117	△ 199	△ 209	△ 254	△ 283	△ 244	△ 312	△ 411	△ 325



(単位:百万円)

	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15
補てん可能額	3,435	3,273	3,543	2,899	1,698	513	△ 800	△ 1,942	△ 3,240	△ 3,882	△ 4,890	△ 5,391





松本市上下水道局 水道施設の更新と料金設定の促進①

(令和5年7月6日付け厚生労働省通知)

「水道施設の更新に係る状況を踏まえた計画的な更新及び適正な水道料金の設定等の促進について」

【要旨】

水道施設の計画的な更新等に関する水道法の規定について改めて周知するとともに、さらなる水道の基盤強化に向け、今後の厚生労働省における取組等について通知する。

【第1 水道施設の更新・耐震化について】

・ 水道施設の更新・耐震化の状況

管路の経年化率は年々上昇している一方で管路の更新率は低下傾向が続いている。また、基幹管路の耐震適合率は、依然として低い水準に留まっている。以上の状況に鑑み、更新時期を多面的に判断し、計画的な更新に努められたい。また、水道施設の強靱化に関する目標達成に向けた取組を鋭意推進していただくようお願いする。

・ 水道施設の計画的な更新及び収支の見通しについて

水道事業におけるアセットマネジメント（資産管理）の実施にあたり、施設の規模及び配置の適正化を考慮した更新需要の見通しなども含めて計画的な更新に取り組むこと。なお、更新需要の算出にあたっては、物価や労務費の変動等、経済状況や現場条件等を考慮すること。





自然災害の多発から、強靱な施設を構築する必要性が高まっている。水道事業の責任として最も重要なことは、人の生活や社会産業に必要な水の安定供給であるため、計画的な施設更新を推進していく必要がある。

強靱な水道施設の構築

- ・将来の水需要を見据えた効率的な施設規模の適正化
- ・災害に強い施設整備
- ・危機管理体制の強化・充実

【基幹管路】

松本地区第4・5配水区、災害対応病院などを優先的に実施

耐震化率 約40% (約65km/約160km) [R4管路更新率0.04]

【主要水道施設】

並柳第1配水地、寿配水地、神林配水地など毎年度計画的に実施

耐震化率 約55% (約46,000m³/約83,000m³)

【老朽給水管】

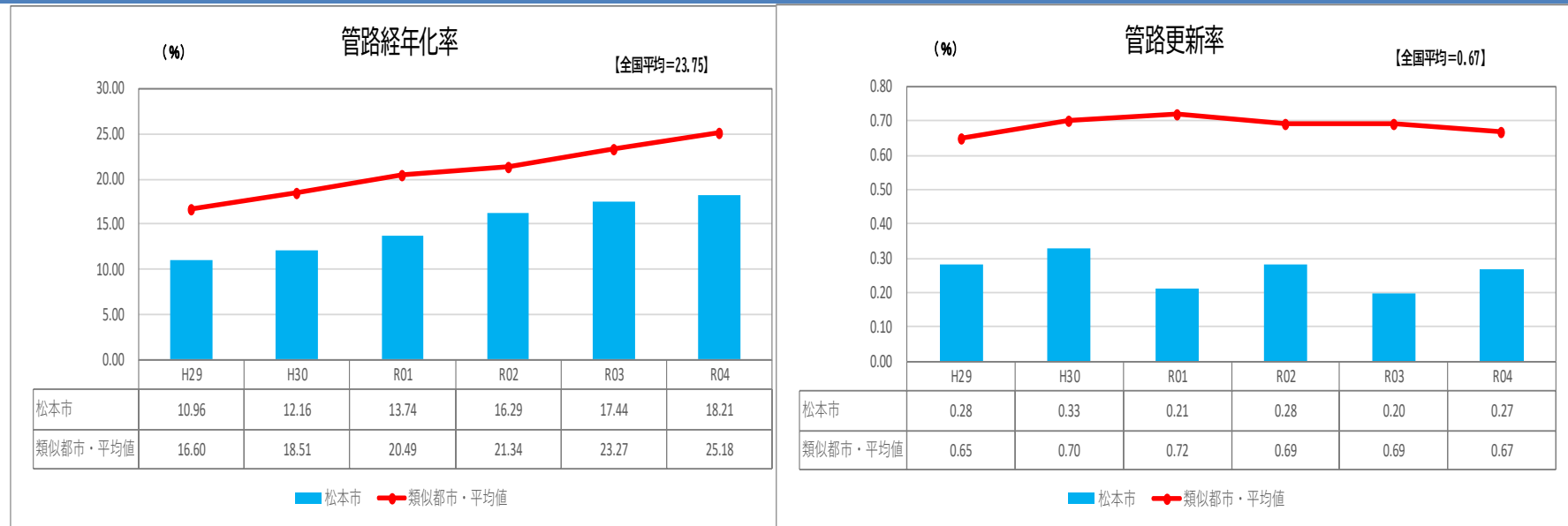
昭和30年代までに埋設された耐震性のない铸铁管を計画的に更新

更新率 約87% (約51km/約59km) [R4管路更新率0.09]

※ 管路の布設総延長 約1,820km

※ 数値は、R4年度末現在





【指標】 管路経年化率は、法定耐用年数を超えた管路延長の割合を表し、老朽化度合を示す。

管路更新率は、管路延長の割合を表し、更新ペースや状況を把握する。

【算出式】
$$\frac{\text{経過した管路延長} 331.55\text{km}}{\text{管路延長} 1,820.203\text{km}} \times 100$$

$$\frac{\text{更新した管路延長} 4.9\text{km}}{\text{管路延長} 1,820.203\text{km}} \times 100$$

【分析】 管路経年化率は、全国・類似都市平均と比べて低いが、年々増加傾向。

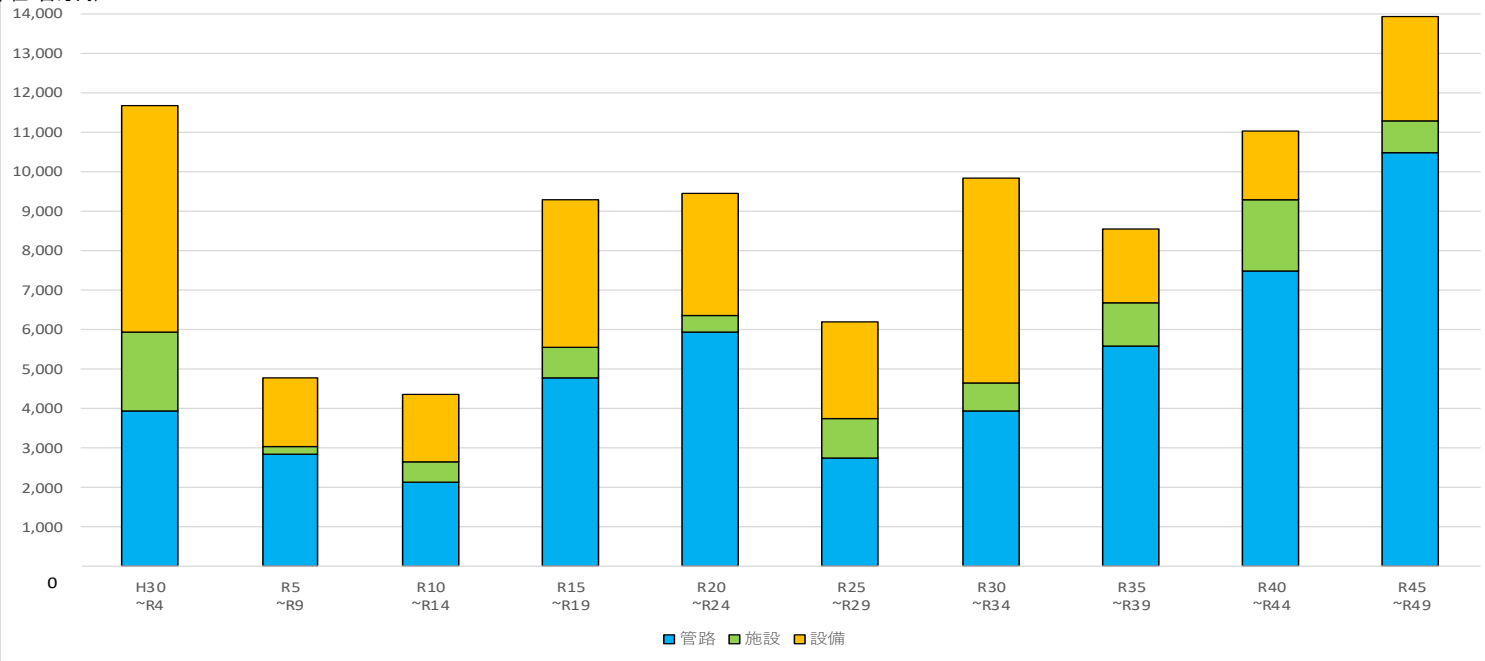
管路更新率は、全国・類似都市平均と比べて低く、横ばい。





更新需要(施設・設備・管路)

(単位:百万円)



【松本市水道事業アセットマネジメント】(平成30年3月策定)

松本市標準耐用年数を設定し、今後50年間の更新需要を算出

[法定耐用年数] 約2,228億円

約45億円/年



[本市耐用年数] 約955億円

約19億円/年

【標準耐用年数の設定】

	法定耐用年数	松本市標準耐用年数
構 造 物	10~80年	15~100年
機 械 設 備	6~12年	6~30年
管 路	40年	40~100年





松本市上下水道局 水道施設の更新と料金設定の促進②

【第2 資産維持費を含む適正な水道料金の設定について】

水道料金は、能率的な経営の下における適正な原価に照らし、健全な経営を確保することができる公正妥当なものである必要がある。地方公共団体が水道事業を営む場合、水道料金の設定の基礎には、資産維持費を含める必要があると規定されている。なお、資産維持費の定義は「水道施設の計画的な更新等の原資として内部留保すべき額」と定められている。

各水道事業者におかれては、資産維持費や、3年から5年ごとの適切な時期に見直しを行うこととされていること等を含め、水道料金に関する水道法令等の規定について改めて確認されたい。

※ 資産維持費：日本水道協会の「水道料金算定要領」には、対象資産（将来的に維持すべきと判断される償却資産）に対して3%を標準として計上するとされている。

【令和5年度 包括外部監査の結果報告書（一部抜粋）】

（指摘）水道料金の妥当性

独立採算性が求められる地方公営企業において、現在の料金設定が妥当な水準にあるとは言えない状況にある。最近年度の受水損益や将来計画を基礎として独立採算の下で妥当な水道料金を設定すべきである。

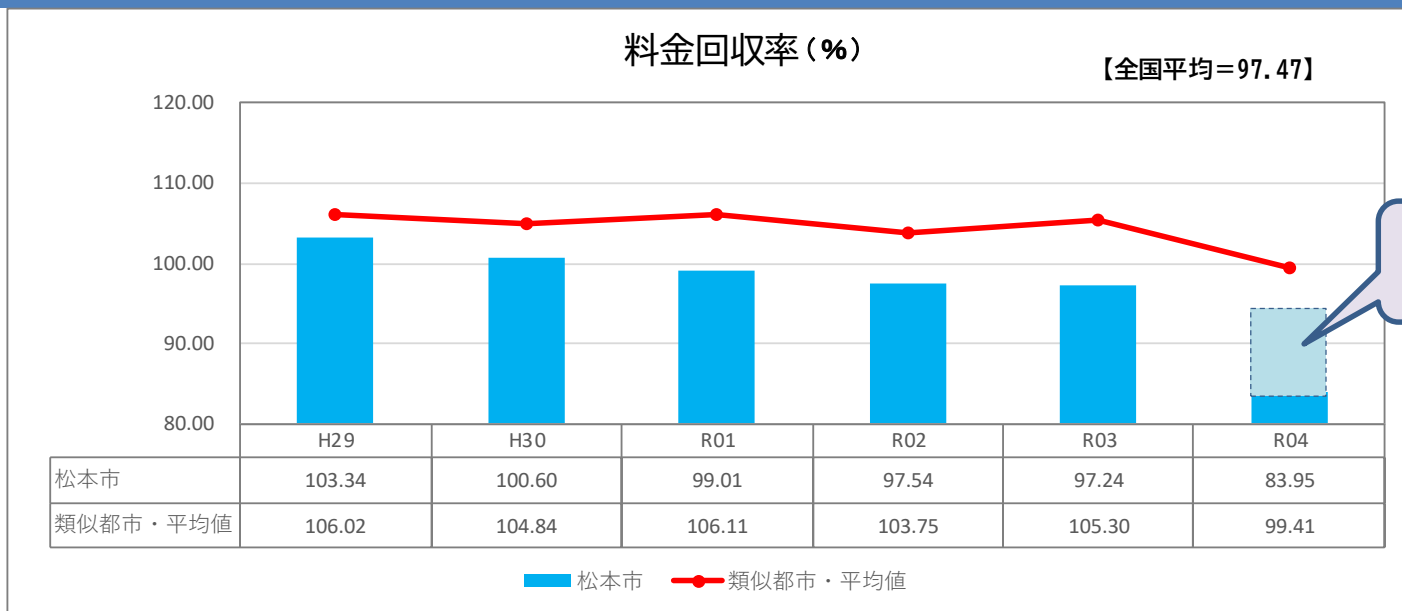
（意見）水道料金算定要領の策定

松本市上下水道局では水道料金の算定要領はない。人口減少、節水機器の普及、設備更新支出の増加等により将来の水道事業の見通しが暗い中、「水道料金算定要領」に準じた要領を策定し、水道事業継続のための合理的な水道料金の決定について検討することが望ましい。





料金回収率(H29～R4)



[指標] 給水に係る費用で回収すべき経費が、給水収益で賄えているかを表す。100%を下回っている場合、適正な収入の確保が求められる。

[算出式] (供給単価) 148.87円 / (給水原価) 177.34円 × 100 ÷ 83.95%

[分析] 令和元年度から100%を下回り、適正な料金の設定が必要である。物価高騰の影響等による給水原価の上昇及び地方創生臨時交付金を活用し、料金収入が減少したことに伴う、供給単価の低下により、全国・類似都市平均ともR4年度は100を下回っている。

※ 令和4年度は、国の地方創生臨時交付金を活用し、料金収入の約4億円分を交付金で賄ったため、回収率は大きく低下した。
料金収入として算出した場合は、回収率92.80%（見込値）





- 1 趣 旨 国の「物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金」を活用し、物価上昇等により影響を受けている生活者等を幅広く支援するため、水道料金を軽減するもの
- 2 対 象 全契約者（公共施設を除く） [約117,700栓]
- 3 軽減額 858円（13mm口径基本料金相当分）を上限に、基本料金から減額

[令和4年度]

- ・ 期 間 令和4年10月期～令和5年1月期（4か月）
- ・ 金 額 4億413万円

[令和5年度]

- ・ 期 間 令和5年10月期～令和6年3月期（6か月）
- ・ 金 額 6億608万円

※ 交付金は、国から一般会計を経由し、給水収益ではなく、他会計補助金として、水道事業に繰り入れるため、給水収益は減少となる。

そのため、供給単価（給水収益／年間総有収水量）が低下し、料金回収率（供給単価／給水原価）も低下する。

※ 下水道使用料も同期間、負担軽減事業を実施



料金の基本的な考え方

○水道料金の算定方法は、**総括原価方式**。

※原価（人件費、動力費、修繕費、受水費、減価償却費等）+支払利息+資産維持費を基礎として定める。

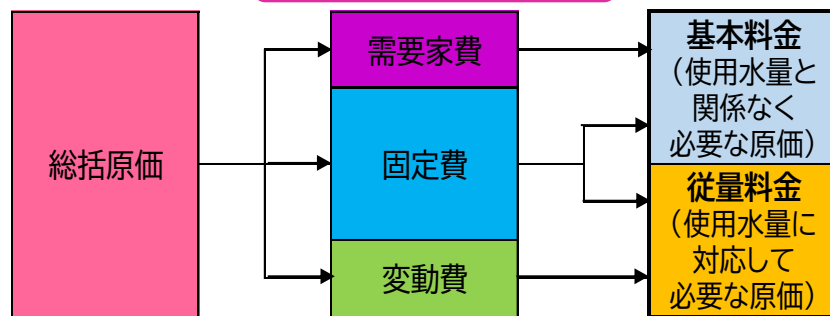
※資産維持費は、資産を維持し、適切な水道サービスを継続していくために総括原価への算入が認められているものである。資産維持率は3%を標準とする。

○地方公共団体が水道事業を経営する場合、**独立採算制**を採用しなければならない。

○水道法第1条の目的規定には、**清浄にして豊富低廉な水の供給**がうたわれている。

◎水道法施行規則により、料金が、「おおむね三年を通じ財政の均衡を保つことができるよう設定されたものであること。」から、**定期的（3～5年）な水道料金の検証と見直し**が必要。

総括原価分解図



需要家費(水量メーター設置費、検針徴収費など)
水道の使用量とは関係なく、需要家(使用者)の存在により発生する費用

固定費(施設維持管理費、減価償却費、利息など)
水道の使用量とは関係なく、水道需要の存在に伴い固定的に発生する費用

変動費(薬品費、動力費など)
水道の実使用(給水量の増減)に伴い発生する費用





(事業体数)

料金改定実施状況 (消費税及び地方消費税による改定は除く)

(%)



【水道事業体数1,297 (R5.4.1現在)】

■ 水道事業体 ● 平均改定率

松本市 4.56%(S63.8) ※H7 △3.14% H19 △5.56%
 << R2年度以降 >>

【県内】 上田市 8.30%(R3.10) 飯田市 18.00%(R6.1)

【中核市】 姫路市 12.90%(R2.4) 水戸市 11.00%(R2.4) 呉市 9.50%(R2.4)

川口市 25.01%(R3.1) 前橋市 21.68%(R4.4) 旭川市 14.90%(R4.7)

大分市 △5.76%(R5.4) 松山市 13.89%(R5.4) 岡山市 20.00%(R6.4)

豊田市 5.50%(R6.4) 甲府市 9.37%(R6.4) 一宮市 15.00%(R6.4)

